

## こんな相談を頂いています！ R7.6、7月の相談より 抜粋



\*QAでは「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。  
回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

**Q**

利用票の作成日は交付日で良いですか？  
また、利用票の交付については記録に残  
しますか？

**A**

作成年月日＝同意を得た日になります。  
また、利用票の確認を得た事は記録に残  
します。

**Q**

車椅子本体をレンタルしていない方が  
クッションをレンタルしたいと希望し  
ています。レンタル可能でしょうか？

**A**

購入済みの車椅子に合う付属品が必要な  
場合などは、付属品だけのレンタルが可  
能な場合があると思われます。

**Q**

マンションのエレベーター工事が  
11月に予定されています。  
工事期間中、近隣賃貸物件の契約を  
して、一時的に居住場所を移動して  
も、そこで現在利用している介護サー  
ビスの継続が可能でしょうか。

**A**

一時的に住民票と異なる場所で実際に  
生活されるのであれば、そこが介護保  
険サービスにおける「居宅」とみなさ  
れると思われます。

## ご相談者様からの声



いつもありがとうございます。  
寄り添ったご回答を頂き、大変励みになります。  
困った時はこちらにご相談させていただきますのでどうぞよろしくお願ひします。